省令

○農林水産省令第七十三号

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）第六条第五号の規定に基づき、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月一日　農林水産大臣　山本　有二

農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第三号又は第四号」を「第四号又は第五号」に、「第五号又は第六号」を「第六号又は第七号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。）が農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合であつて、当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるとき。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓令

○外務省訓令第二十三号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月一日　外務大臣　岸田　文雄

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中

在インド日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	インド（在コルカタ、在チェンナイ及び在ムンバイの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く。）

を

在インド日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	インド（在コルカタ、在チェンナイ、在ベンガルール及び在ムンバイの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く。）

に改め、

在チェンナイ日本国総領事	アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、タミル・ナド州、ポンディシェリー連邦直轄地

を

在チェンナイ日本国総領事	アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、タミル・ナド州、テランガナ州、ポンディシェリー連邦直轄地
在ベンガルール日本国総領事	カルナータカ州

に改める。

附　則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。